



発行 東京都

目次

告示

- 都民の日に利用料、利用料金及び使用料を免除する都の施設の指定……………一
 - ……………(生活文化局文化振興部文化事業課)……………一
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………一
 - ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
 - 平成二十六年東京都告示第四百八十一号(保育士登録手数料等の取納委託)の一部改正……………二
 - ……………(福祉保健局少子社会対策部保育支援課)……………二
 - 保安林の指定予定……………(産業労働局農林水産部森林課)……………二
- 公 告
- 軽油引取税に係る免税証の無効……………三
 - ……………(主税局課税部課税指導課)……………三
 - 軽油引取税に係る特約業者の指定取消……………(同)……………三
 - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………三
 - ……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………三
- 告 示
- 東京都告示第千五百五十二号
 - 都民の日条例(昭和二十七年東京都条例第七十五号)第

四条の規定に基づき、平成二十六年都民の日に利用料、利用料金及び使用料(定期入場券を除く。)を免除する都の施設を次のように指定する。

平成二十六年八月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 利用料を免除する施設

東京港野鳥公園

二 利用料金(一)から(九)までは、東京都立公園条例施行規則(昭和三十三年東京都規則第三十七号。以下「規則」という。)別表第六 三の項に規定する入場料に限る。)を免除する施設

- (一) 浜離宮恩賜庭園
 - (二) 旧芝離宮恩賜庭園
 - (三) 小石川後楽園
 - (四) 六義園
 - (五) 旧岩崎邸庭園
 - (六) 向島百花園
 - (七) 清澄庭園
 - (八) 旧古河庭園
 - (九) 殿ヶ谷庭園
 - (十) 東京都江戸東京博物館本館(常設展)
 - (十一) 東京都江戸東京博物館分館江戸東京たてもの園
 - (十二) 東京都現代美術館(常設展)
- 三 使用料(一)から(六)までは、規則別表第五 二の部(二)の項から(五)の項までに規定する入場料に限る。)を免除する施設
- (一) 神代植物公園
 - (二) 多摩動物公園

- (三) 恩賜上野動物園
- (四) 葛西臨海水族園
- (五) 井の頭自然文化園
- (六) 夢の島熱帯植物館
- (七) 東京都八王子労政会館(体育室)

●東京都告示第千五百五十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第九百八十五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年八月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(荒川区荒川二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

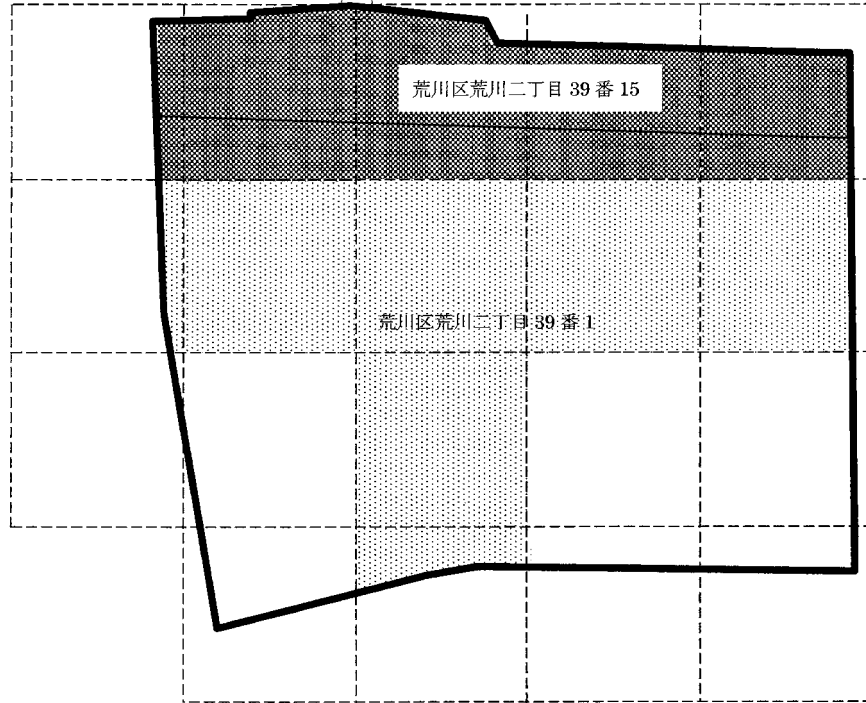
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図

北



起 点



| 凡例 | |
|------|------------|
| —— | 調査対象地 |
| —— | 筆境界線 |
| ---- | 単位区画境界線 |
| ▨ | 形質変更時要届出区域 |
| ▩ | 指定を解除する区域 |

起点
 起点は、荒川区荒川二丁目 39 番 15 の最北端とする。

格子の回転角度：0 度
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により形成される格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百五十四号

平成二十六年東京都告示第四百八十一号（保育士登録手数料等の収納委託）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月二十五日

東京都知事 舩 添 要 一

「渋谷区神宮前五丁目五十三番一号」を「千代田区麴町一丁目六番地二」に改める。

●東京都告示第千五百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十六年八月二十五日

東京都知事 舩 添 要 一

一 保安林予定森林の所在場所

西多摩郡奥多摩町白丸字東山二二番一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

1 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

軽油引取税に係る免税証の無効処分について

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の二十一第六項の規定により交付した次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第十六号の十三様式による軽油引取税に係る免税証を、同表下欄の事故発生日以降無効とした。

平成二十六年八月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

軽油引取税に係る免税証

| 免税証の種類 | 組番号 | 枚数 | 被 交 付 者 | 住 所 氏 名 | 事故発生日 |
|--------|------|-----|----------|---------|-------------|
| 十リツ | 二九〇C | 十九枚 | 三鷹市井渡邊 | 一 | 平成二十六年七月十八日 |
| トル券 | 〇八八二 | 一枚 | 口一丁目十四番三 | | |
| | 六九〇二 | | 十六号一 | | |
| | 九〇C〇 | | 一〇九号 | | |
| | 八八二八 | | | | |
| 七 | | | | | |
| 五十リツ | 二九〇F | 二十枚 | 同右 | 同右 | 同日 |
| トル券 | 〇一八九 | 七枚 | | | |
| | 一五及び | | | | |
| | 二九〇F | | | | |
| | 〇一八九 | | | | |
| | 一七〇二 | | | | |
| | 九〇F〇 | | | | |
| | 一八九四 | | | | |
| | 二 | | | | |

| | | | | |
|------|------|-----|----|----|
| 百リツ | 二九〇G | 二十枚 | 同右 | 同日 |
| トル券 | 〇七〇八 | 八枚 | 同右 | |
| | 七四及び | | | |
| | 二九〇G | | | |
| | 〇七〇八 | | | |
| | 七七〇二 | | | |
| | 九〇G〇 | | | |
| | 七〇九〇 | | | |
| 三 | | | | |
| 二百リツ | 二九〇H | 三十枚 | 同右 | 同日 |
| トル券 | 〇一八五 | | 同右 | |
| | 二六及び | | | |
| | 二九〇H | | | |
| | 〇一八五 | | | |
| | 三〇〇二 | | | |
| | 九〇H〇 | | | |
| | 一八五五 | | | |
| 八 | | | | |

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第三百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十六年八月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

| 氏名又は名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 取消年月日 |
|--------------|--------|-----------------|-------------|
| 日本空港ビルデン株式会社 | 鷹城 勲 | 大田区羽田空港三丁目三番二号 | 平成二十六年五月十九日 |

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年八月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

- 申請のあつた年月日
平成二十六年七月二日
- 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人夢育支援ネットワーク
- 代表者の氏名
大門 由起子
- 主たる事務所の所在地
東京都三鷹市下連雀二丁目六番二十六号
- 定款に記載された目的
この法人は、三鷹市の小学校を対象にして、教育ボランティアの精神を生かし、地域住民の方々が、児童の教育の場において、児童と共に学び、共に生き、共に創り出すという理念を実現すること、地域の様々な人たちの経験及び知恵を生かして将来を担う子供たちのために積極的に学校の教育活動に地域住民が参画するのを支援すること、及び地域住民の生涯学習の観点から、人間性豊かで活力ある地域コミュニティの創造に寄与することの

三つを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人首都圏定期借地借家権推進機構

三 代表者の氏名

勝木 雅治

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区高田馬場二丁目十四番五号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象に定期借地権および定期借家権(以下、「定期借地借家権」という。)を活用した住宅の供給、業務施設の開発、公共施設の充実等都市の整備・再生事業などの公益的な活動に関する調査研究、普及啓発事業等を行い、もって民間・公共の事業用地の供給の促進、定期借地借家権による住宅・施設等の需要の拡大を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アサティビジャパン

三 代表者の氏名

森田 汐生

四 主たる事務所の所在地

東京都国立市東一丁目六番地の三十一 K Sビル四F

A号

五 定款に記載された目的

本法人は、広く一般市民を対象とし、市民がよりよい人間関係を持ち、社会参画をしていくために不可欠なコミュニケーションの能力向上を目指して、「アサティビブネス」の普及をするための事業を行う。アサティビブネスとは、人権思想に基づき、自分も相手も尊重しながら対等に交渉できるコミュニケーションの方法論である。市民のコミュニケーション能力の向上を通じて、対話を土台とした暴力のない社会、国籍、人種、性別などで差別されることのない社会、地域社会や家庭におけるメンタルヘルスの向上、そして男女共同参画社会の実現に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人恵友会

三 代表者の氏名

松永 久美子

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区駒込七丁目十六番十九号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、グループホーム及び地域生活支援センターの運営事業、精神障害者に対する相談支援事業、普及啓発事業、地域交流などを行い、障害の有無を問わず互いに理解し合い、生活できる地域社会を築くことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ミャンマー文化経済開発協会

三 代表者の氏名

長谷川 一彦

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区銀座五丁目五番十六号 銀帝ビルディング地上六階

五 定款に記載された目的

この法人は、日本およびミャンマー連邦共和国(以下「ミャンマー」という)において、経済進出支援、文化・学术交流、教育・就業機会の提供などの事業を行い、日本とミャンマー両国の社会経済発展と国際協力関係の構築を図るとともに、両国民の相互理解と友好親善関係の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日中絲綢之路交流協会

三 代表者の氏名

WANG XIN (王 昕)

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区銀座三丁目十一番十三号 松本銀座ビル

四F

| | | |
|---|--|---|
| <p>五 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、広く一般市民に対して、日本と中国との文化・経済・スポーツ・福祉等における交流の推進に関する事業、日本と中国との親交を目的とした交流会・イベント等の企画・開催及びその支援に関する事業、中国人に対しての、日本における芸術・文化・観光等に関連する施設等の紹介及び支援に関する事業を行い、日本と中国の橋渡し役として相互の親善を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年七月七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人高齢期の住まい&暮らしをつなぐ会</p> <p>三 代表者の氏名 井上 亮子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区高田馬場四丁目十一番五号 三幸ハイツ</p> <p>二〇一</p> <p>五 定款に記載された目的 本会は、ふれあいが希薄になった地域社会で住民が切実に求める多くの問題を解決するために、住民が主体となった新しいコミュニティと「福祉マンション」(介護や子育てのサービス、給食サービスやお店などの共有スペースがあり、居住者と地域の専門家、ボランティアが地域の中で共に支えあえる仕組みを備えたマンション)</p> | <p>をつくり、それらを維持、拡大することに関する事業や、共生の住まい方の指導や教育に関する事業、並びに地域のなかで女性、高齢者など全ての人々が自立して生活できるような住まいや仕事づくりに関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年七月七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人先端医療支援機構</p> <p>三 代表者の氏名 玉置 公人</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区赤坂八丁目十番三十六号 ヴィラピネード</p> <p>一〇三</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、病気を患っている患者様及びその親族等に対して、治療情報等の提供に関する事業を行い、患者及びその親族等の不安を減らすことに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> | <p>四 主たる事務所の所在地 東京都板橋区氷川町四十六番四号 カルチャーコーポアルファ一階一〇四号室</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、日々の生活で援助を必要としている障害をもつ人やお年寄り並びにその家族に対して、地域社会の一員として生き生きと生活できるよう、一人ひとりの人間性を尊重し、生活支援、自立促進、社会啓発に関する事業を行い、ともに生きる、だれもが住みよい豊かな福祉のまちづくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年七月八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人立川市体育協会</p> <p>三 代表者の氏名 河内 勝正</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都立川市泉町七百八十六番地の十一 泉市民体育館内</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、立川市民を中心に広く周辺地域住民を対象として、体育・スポーツの振興に関する情報収集・提供事業、選手・スポーツ指導者・スポーツ少年団の育成及び派遣、研修事業、体育・スポーツ施設の管理・運営事業、スポーツ功労者等の顕彰事業を行うことにより、健全な精神の涵養を図ると共に、青少年から高齢者まで</p> |
|---|--|---|

健康で健やかな人生を送れる社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002

